

長生園 短期入所生活介護 《 利用料 》

寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（介護予防給付対象者を含む。）の一時的な利用に供し、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型ユニット型(I) 利用者:看護・介護職員 = 3:1

(令和6年8月1日改正)

(1)介護給付（1日当たりの利用料金）

(単位：円)

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	7,040	704
要介護 2	7,720	772
要介護 3	8,470	847
要介護 4	9,180	918
要介護 5	9,870	987

(2)介護給付（1日当たりの利用料金）連続利用60日を超える場合

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	6,700	670
要介護 2	7,400	740
要介護 3	8,150	815
要介護 4	8,860	886
要介護 5	9,550	955

(3)介護予防給付（1日当たりの利用料金）

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要支援 1	5,290	529
要支援 2	6,560	656

(4)介護予防給付（1日当たりの利用料金）連続利用30日を超える場合

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要支援 1	5,030	503
要支援 2	6,230	623

(5)加算料金（1日につき）

区 分	保険金額	利用料
緊急短期入所受入加算 ※必要に応じ加算する（14日間を限度）	900	90
若年性認知症利用者受入加算 ※必要に応じ算定する	1,200	120
送迎加算（片道につき）	1,840	184
長期利用者提供減算 （自費利用等を挟み連続利用31～60日）	△ 300	△ 30
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180	18
生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※	1,000	100
生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※	100	10

(6) 介護職員等処遇改善加算 I

加算率14.0%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(7) 滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 2,066円

(8) 食費（1日当たり）

食材費・調理費相当（朝食）397円（昼食）524円（夕食）524円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。
- ・加算項目の※については体制が整い次第算定について検討します。